

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2025年8月21日現在

～2025年8月20日

2025年8月21日～

目次	
第1章～第13章（略）	
第14章 雑則	
第40条～第49条（略）	
第50条 相互接続番号案内……………40	
第51条 相互接続番号案内料の支払義務……………40	
第51条の2～第53条の3（略）	
第15章（略）	
別記	
1～10の3（略）	
10の4 他社直加入電話等契約……………51	
10の5～12（略）	
13 災害用伝言ダイヤルサービス……………68	
料金表	
通則～第3表（略）	
第4表 相互接続番号案内料……………119	
第5表～第7表（略）	
附則（略）	

目次	
第1章～第13章（略）	
第14章 雑則	
第40条～第49条（略）	
第50条 削除	
第51条 削除	
第51条の2～第53条の3（略）	
第15章（略）	
別記	
1～10の3（略）	
10の4 削除	
10の5～12（略）	
13 削除	
料金表	
通則～第3表（略）	
第4表 削除	
第5表～第7表（略）	
附則（略）	

第1章 総則 第1条～第2条（略） （用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用 語	用 語 の 意 味
1～16の2	（略）
16の3 他社直加入電話等会社	他社直加入電話等契約（別記10の4に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の4～24	（略）
25 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備（加入電話等設備、 公衆電話設備及び他社直加入電話等設備 を除きます。）であって、協定事業者に係るもの
25の2～27	（略）
26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 削除	削除
27の2 他社直加入電話等設備	他社直加入電話等会社との他社直加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の3 他社直収電話等設備	固定端末系伝送路設備 及び他社直加入電話等設備 のうち、他社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の4～31の2	（略）
32 利用回線等	(1) 加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、 他社直加入電話等設備 、I P電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) （略）
33～36	（略）
第4条（略） 第2章（略）	

第1章 総則 第1条～第2条（略） （用語の定義） 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用 語	用 語 の 意 味
1～16の2	（略）
16の3 削除	削除
16の4～24	（略）
25 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備（加入電話等設備 及び 公衆電話設備を除きます。）であって、協定事業者に係るもの
25の2～27	（略）
26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 削除	削除
27の2 削除	削除
27の3 他社直収電話等設備	固定端末系伝送路設備のうち、他社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の4～31の2	（略）
32 利用回線等	(1) 加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、I P電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) （略）
33～36	（略）
第4条（略） 第2章（略）	

第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等 (電話等サービスを利用するための電気通信設備等) 第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 (注) 当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1) 加入電話等設備～(7)(略) (8) 他社直加入電話等設備 (9)～(11)(略) 2～7 (略) 第6条～14条の68 (略) 第6章 付加機能 (付加機能の提供) 第15条 (略) 2 (略) (1)～(2)(略) (3) その付加機能を利用する契約者は、電話等利用権の譲渡があったとき、その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があったとき、この機能を利用する利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったとき、携帯利用回線に係る電話番号の変更があったとき又は他社直加入電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったときは、新たに所属するグループを当社に届け出ていただくことがあります。この場合当社は、前2号の規定に準じて取り扱います。 (4)(略) 3 (略) 第16条 (略) (利用権の譲渡があった場合等の取扱い) 第17条 (略) 2 (略) 3 当社は、契約者から利用回線、他社直加入電話等利用回線又は他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その利用回線に係る付加機能を廃止します。ただし、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、この限りではありません。 第18条～第19条 (略) (利用停止) 第20条 (略) (1)～(3)(略) (4) 第44条(利用に係る契約者の義務) 又は第44条の3(利用上の制限)の規定に違反した	第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等 (電話等サービスを利用するための電気通信設備等) 第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 (注) 当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1) 加入電話等設備～(7)(略) (8) 削除 (9)～(11)(略) 2～7 (略) 第6条～14条の68 (略) 第6章 付加機能 (付加機能の提供) 第15条 (略) 2 (略) (1)～(2)(略) (3) その付加機能を利用する契約者は、電話等利用権の譲渡があったとき、その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があったとき、この機能を利用する利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったとき、携帯利用回線に係る電話番号の変更があったとき又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったときは、新たに所属するグループを当社に届け出ていただくことがあります。この場合当社は、前2号の規定に準じて取り扱います。 (4)(略) 3 (略) 第16条 (略) (利用権の譲渡があった場合等の取扱い) 第17条 (略) 2 (略) 3 当社は、契約者から利用回線又は他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その利用回線に係る付加機能を廃止します。ただし、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、この限りではありません。 第18条～第19条 (略) (利用停止) 第20条 (略) (1)～(3)(略) (4) 第44条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
--	---

と当社が認めたとき。 (5)～(8) (略) 2～5 (略) 第20の2～第28条の4 (略) 第11章 料金等 第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用) 第29条 (略) 2 (略) 3 <u>当社が提供する相互接続番号案内に関する料金は、第51条(相互接続番号案内料の支払義務)に規定する相互接続番号案内料とし、料金表第4表(相互接続番号案内料)に定めるところによります。</u> 4 (略) (注) (略) 第30条～第37条の2 (略) (債権の譲渡等) 第38条 (略) 2 当社が別に定める場合に該当しないとき又は契約者から申出があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、この約款の規定により支払いを要することとなった当社が請求する料金その他の債務(<u>第37条の2の規定により当社が提供する電話等サービスの料金とみなしたものを含みます。</u>)に係る債権を請求事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 3～5 (略) (注) (略) 第38条の2～第49条 (略) <u>(相互接続番号案内)</u> 第50条 <u>当社が指定する電気通信設備の利用者は、その電気通信設備から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</u> <u>(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社とします。</u> <u>(相互接続番号案内料の支払義務)</u> 第51条 <u>当社が指定する電気通信設備から相互接続番号案内を利用した者は、料金表第4表に定めるところにより、相互接続番号案内料を支払っていただきます。</u> 第51条の2～第54条 (略) 別記	(5)～(8) (略) 2～5 (略) 第20の2～第28条の4 (略) 第11章 料金等 第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用) 第29条 (略) 2 (略) 3 <u>削除</u> 4 (略) (注) (略) 第30条～第37条の2 (略) (債権の譲渡等) 第38条 (略) 2 当社が別に定める場合に該当しないとき又は契約者から申出があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、この約款の規定により支払いを要することとなった当社が請求する料金その他の債務に係る債権を請求事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 3～5 (略) (注) (略) 第38条の2～第49条 (略) 第50条 <u>削除</u> 第51条 <u>削除</u> 第51条の2～第54条 (略) 別記
--	--

1～2の4（略）

2の5 通話に関する料金の取扱い

区 分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
1～3（略）	（略）	（略）。
4 携帯電話設備、 他社直加入電話等設備 又は固定端末系伝送路設備から地域指定特定番号着信機能を利用して行われた通話に関する料金	その携帯電話設備、 他社直加入電話等設備 又は固定端末系伝送路設備を設置している協定事業者	この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
5～6（略）	（略）	（略）

（注1～（注2）（略）

3～10の3（略）

10の4 [他社直加入電話等契約](#)

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社オプテージ	第1種契約及び第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第1種総合デジタル通信サービスに係る契約第2種総合デジタル通信サービスに係る契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社QTnet	直加入通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス	電話サービス契約	IPS電話サービス約款
株式会社コムスクエア	電話サービス契約	電話サービス約款

1～2の4（略）

2の5 通話に関する料金の取扱い

区 分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
1～3（略）	（略）	（略）。
4 携帯電話設備又は固定端末系伝送路設備から地域指定特定番号着信機能を利用して行われた通話に関する料金	その携帯電話設備又は固定端末系伝送路設備を設置している協定事業者	この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
5～6（略）	（略）	（略）

（注1～（注2）（略）

3～10の3（略）

10の4 [削除](#)

10の5 他社直収電話等契約
(1) 地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 I P電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

(2) 地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 I P電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

10の5の2 付加的役務通話契約
(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 I P電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

10の5 他社直収電話等契約
(1) 地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 I P電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

(2) 地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 I P電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

10の5の2 付加的役務通話契約
(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 I P電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

(略) (2) (略) 10の6～12 (略) 13 災害用伝言ダイヤルサービス (1) 削除 (2) 削除 (3) 削除 (4) 契約者は、特定協定事業者の電話サービス契約約款に定める災害用伝言ダイヤルサービスを次により利用することができます。 <table border="1"> <tr> <th>区 別</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>災害用伝言ダイヤルサービス</td><td>災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス</td></tr> </table> 料金表 通則 1～11 (略) 11の2 当社は、契約者の1月の支払額（本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。）が5,000円未満である場合は、2月の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。 ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。 （注）11の2に規定する当社が別に定める料金は、第38条（債権の譲渡等）第2項に規定するものとします。 12～13の2 (略) (1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。 ア (略) イ 公衆電話設備から行う伝言ダイヤル通話及び災害用伝言ダイヤル通話に関する料金 ウ～キ (略) (2)～(4) (略) 14 (略)	区 別	内 容	災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	(略) (2) (略) 10の6～12 (略) 13 削除 料金表 通則 1～11 (略) 11の2 当社は、契約者の1月の支払額（本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。）が8,000円未満である場合は、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。 ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。 （注）11の2に規定する当社が別に定める料金は、第38条（債権の譲渡等）第2項に規定するものとします。 12～13の2 (略) (1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。 ア (略) イ 削除 ウ～キ (略) (2)～(4) (略) 14 (略)
区 別	内 容				
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス				

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）						第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）					
第1 基本料金						第1 基本料金					
1 適用（略）						1 適用（略）					
2 料金額						2 料金額					
2-1 回線使用料（基本料）（略）						2-1 回線使用料（基本料）（略）					
2-2 付加機能使用料						2-2 付加機能使用料					
(1) (2)以外の付加機能に係るもの						(1) (2)以外の付加機能に係るもの					
区 分			単 位	料 金 額		区 分			単 位	料 金 額	
				臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)					臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能	(略)	(略)	(略)	(略)	地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)		追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのフリーダイヤル通話（携帯電話設備、 他社直加入電話等設備 及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着	(略)	(略)	(略)		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのフリーダイヤル通話（携帯電話設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着	(略)	(略)	(略)

(略)	備考		信に応答し、接続できるようにする機能			
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		1～7 (略) 8 当社は、契約者から請求があったときは、 他社直加入電話等設備又は 固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 9～85 (略) (注1)～(注21) (略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)		(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話（ 他社直加入電話等設備及び 固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる	(略)	(略)	(略)
(略)	備考		うにする機能			
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		1～7 (略) 8 当社は、契約者から請求があったときは、固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 9～85 (略) (注1)～(注21) (略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)		(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)	(略)
	追加機能	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話（固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備か	(略)	(略)	(略)

		通話並びに I P 電話設備から行う通話を除きます。)をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能			
	備考	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		ら行う通話を除きます。)をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能			
	備考	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)
2-3 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 料金設定通話	ア (略) イ (略) (ア)～(エ) (略) (オ) 加入電話等設備又は公衆電話設備から協定事業者の緊急通報用電話の契約者回線 (110番又は119番に限ります。) への通話 (カ) (略) ウ～エ (略)
(2)～(15) (略)	(略)
(16) 国内通話に関する料金の減免	(略) ア N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社の緊急通

(2) (略)
2-3 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 料金設定通話	ア (略) イ (略) (ア)～(エ) (略) (オ) 削除 (カ) (略) ウ～エ (略)
(2)～(15) (略)	(略)
(16) 国内通話に関する料金の減免	(略) ア 削除

報用電話の契約者回線(118番に限ります。)への通話 イ〜ウ（略） エ 電気通信サービスに関する問合せ、申込等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通話 オ（略） カ 災害用伝言ダイヤル（171）への通話 (18)〜(24)（略）	イ〜ウ（略） エ 削除 オ（略） カ 削除 (18)〜(24)（略）				
2 料金額（略）					
第2表 工事に関する費用					
第1 工事費					
1 適用					
区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。				
(2)〜(8)（略）	（略）				
(9) 割増工事費の適用	当社は、1の者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 ア イ以外の場合 <table><tr><td>工事を施工する時間帯</td><td>割増工事費の額</td></tr><tr><td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとし</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額</td></tr></table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとし	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとし	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額				

イ〜ウ（略） エ 削除 オ（略） カ 削除 (18)〜(24)（略）	イ〜ウ（略） エ 削除 オ（略） カ 削除 (18)〜(24)（略）
2 料金額（略）	
第2表 工事に関する費用	
第1 工事費	
1 適用	
区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を合計して算定します。
(2)〜(8)（略）	（略）
(9) 割増工事費の適用	当社は、1の者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

	<table><tr><td>ます。)</td><td></td></tr><tr><td>午後10時から翌日の午前 8 時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額</td></tr></table> イ (2) 欄のイの規定により基本工事費を適用しない場合 <table><tr><td>工事を施工する時間帯</td><td>割増工事費の額</td></tr><tr><td>午後 5 時から午後10時まで (1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前 8 時30分から午後10時までとします。)</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.3 を乗じた額</td></tr><tr><td>午後10時から翌日の午前 8 時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.6 を乗じた額</td></tr></table>	ます。)		午後10時から翌日の午前 8 時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後 5 時から午後10時まで (1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前 8 時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額に1.3 を乗じた額	午後10時から翌日の午前 8 時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6 を乗じた額	
ます。)												
午後10時から翌日の午前 8 時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(1,100円)を加算した額											
工事を施工する時間帯	割増工事費の額											
午後 5 時から午後10時まで (1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前 8 時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額に1.3 を乗じた額											
午後10時から翌日の午前 8 時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6 を乗じた額											
(10) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 地域指定着信課金機能（コミュニケーションズ・チョイス発信番号識別接続機能に限ります。）に関する工事 イ 地域指定着信課金機能に関する工事について、当社が指定した期日に、この工事を申し出た契約者の責めによらない理由により工事を完了できなかったとき ウ 地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係わる交換機工事のみを行った場合（基本工事費に限ります）	(10) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 削除 イ 地域指定着信課金機能に関する工事について、当社が指定した期日に、この工事を申し出た契約者の責めによらない理由により工事を完了できなかったとき ウ 削除									
(11)（略）	（略）	(11)（略）	（略）									

2 工事費の額

2－1 契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>工事を施工する時間帯</td><td>割増工事費の額</td></tr><tr><td>午後 5 時から午後10時まで (1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前 8 時30分から午後10時までとします。)</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.3 を乗じた額</td></tr><tr><td>午後10時から翌日の午前 8 時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.6 を乗じた額</td></tr></table>					工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後 5 時から午後10時まで (1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前 8 時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額に1.3 を乗じた額	午後10時から翌日の午前 8 時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6 を乗じた額		
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後 5 時から午後10時まで (1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前 8 時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額に1.3 を乗じた額												
午後10時から翌日の午前 8 時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6 を乗じた額												
(10) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 削除 イ 地域指定着信課金機能に関する工事について、当社が指定した期日に、この工事を申し出た契約者の責めによらない理由により工事を完了できなかったとき ウ 削除	(10) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 削除 イ 地域指定着信課金機能に関する工事について、当社が指定した期日に、この工事を申し出た契約者の責めによらない理由により工事を完了できなかったとき ウ 削除										
(11)（略）	（略）	(11)（略）	（略）										

2 工事費の額

2－1 契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区	分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア 削除 イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	削除 1,000円(1,100円)
(2) 交換機等工事費	(略)	(略)	(略)

2-2 利用の一時中断に関する工事

区	分	単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費 イ 交換機等工事費	1の工事ごとに 1電話等利用契約ごとに	1,000円(1,100円) 1,000円(1,100円)
	(ア) (イ)～(カ)以外の工事の場合		
	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(略)	(略)

第2 設備費 (略)

第3表 重複掲載料 (略)

第4表 [相互接続番号案内料](#)

[1 適用](#)

区 分	内 容
(1) 相互接続番号案内料の設定	第50条（相互接続番号案内）に規定する相互接続番号案内を利用するときの相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が定めます。
(2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
(3) 削除	削除
(4) その他の取扱い	相互接続番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話料金に準ずるものとします。

区	分	単 位	工事費の額
(1) 削除	削除		削除
(2) 交換機等工事費	(略)	(略)	(略)

2-2 利用の一時中断に関する工事

区	分	単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 削除 イ 交換機等工事費		削除 削除
	(ア) 削除		
	(略)		
(2) (略)			

第2 設備費 (略)

第3表 重複掲載料 (略)

第4表 [削除](#)

<u>2 相互接続番号案内料の額</u>				
<u>区 分</u>			<u>単 位</u>	<u>相互接続番号案内料の額</u>
<u>相互接続番号案内料</u>	<u>ア 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間のとき。</u>	<u>(ア) 1料金月につき1電気通信番号までのもの</u>	<u>1 電気通信番号ごとに</u>	<u>60円 (66円)</u>
		<u>(イ) 1料金月につき1電気通信番号を超えるもの</u>	<u>1 電気通信番号ごとに</u>	<u>90円 (99円)</u>
	<u>イ 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝のとき。</u>		<u>1 電気通信番号ごとに</u>	<u>150円 (165円)</u>
第5表～第7表（略）				
第5表～第7表（略）				
<u>附 則（令和7年8月6日 C A S 1 令第000400008390-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和7年8月21日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>				